# 幼稚園・保育所・認定こども園など

## 3 認可外保育施設など

**各利用料(※)の無償化**

**施設等に支払った利用料を幼児課に請求する必要があります。**

●無償化される上限額は、４月１日時点で３～５歳の子どもは月額 37,000 円まで、住民税非課税世帯の４月１日時点で０～２歳の子どもは月額 42,000 円まで、上限額の範囲内で、複数施設の利用が可能

(※)認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターの利用料

## 4 無償化に必要な手続き

### 認可保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園

**「保育料」に関しては、必要な手続きはありません。**

「預かり保育」の利用料が無償化となるためには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。(「預かり保育」の利用料が無償化となるのは「教育利用」のみ)

### 私学助成幼稚園・認可外保育施設など

**認定を受ける必要があります。**

私学助成幼稚園のみを利用される場合、「保育の必要性」の認定は不要です。
預かり保育や認可外保育施設などを利用される場合、「保育の必要性」の認定が必要です。

**(※)保育の必要性について**

認可保育所、認定こども園(保育)を利用するためには、仕事や病気などにより家庭内で児童を保育することができない(＝保育の必要性がある)と認められる必要があります。預かり保育や認可外保育施設などを利用されるお子さまで、無償化の対象となるためには同様の「保育の必要性」の認定を市から受けることが必要です。

問い合せ　幼児課・保育係　☎095-829-1142

## 無償化早見表

無償化の認定に関係すること▶

利用料の請求に関係すること▶

| | 認可保育所 認定こども園 (保育部分) | 認定こども園(教育部分) 施設型給付幼稚園 | | 私学助成幼稚園 | | 認可外保育施設など |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 教育部分 | 預かり保育 | 教育部分 | 預かり保育 | |
| 3～5歳 (4月1日時点の年齢) | ○ | ○ | ● (11,300円/月) | ○ (25,700円/月) | ● (11,300円/月) | ● (37,000円/月) |
| 満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども) | | ○ | × | ○ (25,700円/月) | × | |
| 住民税非課税世帯の満3歳児 (上記と同様) | | ○ | ● (16,300円/月) | ○ (25,700円/月) | ● (16,300円/月) | |
| 住民税非課税世帯の0～2歳 (4月1日時点の年齢) | ○ | ○…無償(カッコ内は上限額)、×…無償化の対象外<br>●…無償(カッコ内は上限額・保育の必要性の認定が必要) | | | | ● (42,000円/月) |



幼稚園・保育所・認定こども園など

# 幼稚園について

## 1 入園するには

毎年秋ごろに各幼稚園が入園願書の配布・願書受付を行いますので、入園を希望する施設へ直接お申し込みください。
(P20 1号認定の利用手続きの流れをご確認ください。)

| | 市立幼稚園 | 国立幼稚園 | 私立幼稚園 |
|---|---|---|---|
| 対　象 | 市内に住む3～5歳児 | 3～5歳児 | 3～5歳児 |
| 手続き | 10月に願書配布、受付は11月ごろから幼稚園で行います。 | 11月に願書配布、受付を幼稚園で行います。 | 10月に願書配布、受付は11月ごろから各幼稚園で行います。 |
| 問い合わせ | 幼児課・管理係 ☎095-829-1142<br>高島幼稚園 ☎095-896-2075 | 長崎大学教育学部附属幼稚園 ☎095-819-2288 | 各私立幼稚園 ☎ → P25 |

## 2 保育料（利用者負担）について

**新制度に移行している幼稚園**

**無償化の対象です。**
**(P22「①認可保育所・認定こども園・施設型給付幼稚園」の保育料の無償化部分をご確認ください。)**

**新制度に移行していない幼稚園**

**各園で設定した保育料となります。**
**無償化の対象です。**
**(P22「②私学助成幼稚園（国立大学附属幼稚園含む）」の保育料・入園料の無償化部分をご確認ください。)**

## 3 預かり保育（一時預かり）・私立幼稚園等預かり保育促進事業補助金について

私立幼稚園等の預かり保育（一時預かり）実施園では、保護者の都合により通常保育の保育時間では対応できない場合、時間を延長してお預かりしています。また、保護者の就労など保育が必要な理由により利用されている場合は、負担している利用料の一部を補助します。必要な書類を添付して幼稚園等を通じて申請してください。
無償化の対象です。(P22【預かり保育料の無償化】部分をご確認ください。)

**コラム Column　お子さんと一緒に保育所・幼稚園へ遊びにきませんか？**

子育て家庭の皆さんに園庭を開放しています。お子さんの遊び場、保護者同士の交流の場として、子育てについての疑問や相談したいことを気軽にお話ください。親子のふれあいや子育て仲間の友達の輪が広がるでしょう。園庭開放の日程については、各保育所・幼稚園に直接お尋ねください。

スマートフォンでの確認はコチラ▶